

平成22年 4月16日

米国企業年金の歴史と現状

平成22年度 第1回例会

於：損保会館 大会議室

みずほ年金研究所 小野正昭

注)本資料中の意見にかかわる部分、および有り得べき誤りは、筆者個人に帰属します。

プレゼンテーションの内容

■ はじめに

- なぜ米国なのか、給付建て制度の推移、年金制度の種類の整理

■ エリサ法以前の労働政策・税制と年金ビジネス

➤労働政策と企業年金制度

ワグナー法、全国労働関係委員会、社会保障法、AFL、CIO、ペンション・ドライブ

➤課税政策と企業年金制度

歳入法の変遷、安定化法、企業年金の課税政策

➤年金ビジネスの発達

Pennsylvania鉄道、Morris Packing社、AT&T、MetLife、コンサルティング会社

■ 自動車産業における年金制度の展開

➤スチュードベーカー事件の経緯

パッカードの年金制度の終了、スチュードベーカーの年金制度の終了等

➤G.M.の歴史と企業年金制度

G.M.の歴史、企業年金の展開、GMにとってのDelphi問題等

■ 考察

一物二価？ ～信託スキームと保険スキーム～、金融商品としての年金制度と規制監督、積立要件と年金アクチュアリーの実務基準

はじめに

- なぜ米国なのか？
- 税制適格な単独事業主給付建て制度の推移
- 給付建て年金制度の種類の整理

なぜ米国なのか？

■ 企業年金制度導入時の議論

- 日経連「企業年金の課税政策に関する要望」(1957年)
正常原価＋制度実施前勤務に対する所要醸出額の10%
- 信託協会の要望(1957、1961年)、生保協会の要望(1961年)
「夙に米国に於いては諸奨励策の下に退職年金信託が退職年金制度の主流となって大いに発展しつつある前例にも鑑み・・・」

■ 積立金の運用に関する規制緩和の議論

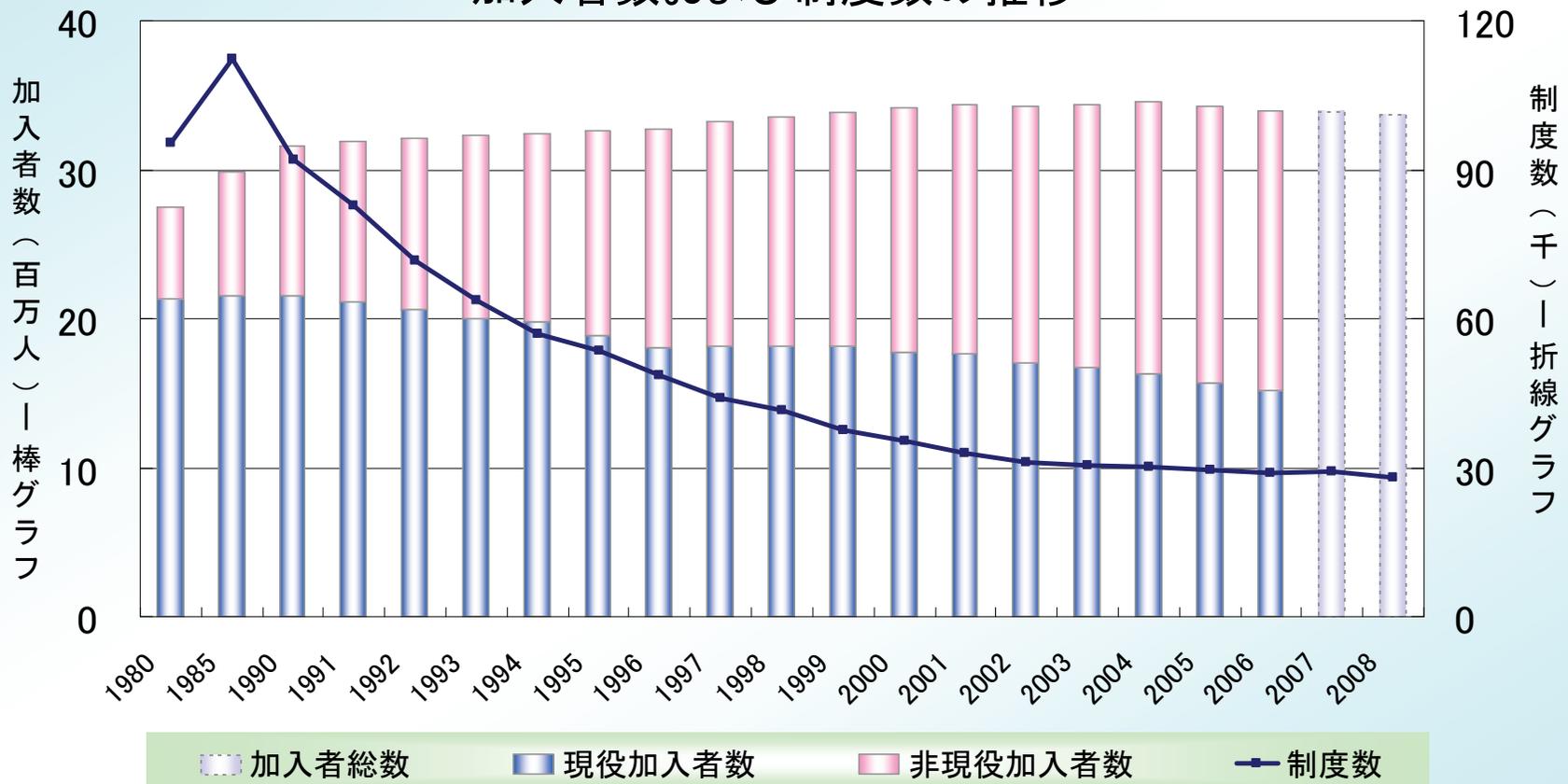
- 厚生年金基金の資産運用に係る受託者責任ガイドライン研究会(1996年)
「米国のエリサ法におけるフィデューシャリーの定義、義務、責任等は、我が国でも参考になる点が多く・・・」

■ DB法、DC法成立の背景

- 自民党行政改革推進会議『規制緩和推進重点事項』(1997年)
「年金基本法」(例、米国のエリサ法)のような年金に関する包括的な法手当てを検討する。
- 年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見書」(1998年)
「受給権の保護を中心とした共通の基準の設定を内容とする企業年金に関する包括的な基本法の制定が必要」

税制適格な単独事業主給付建て制度の推移

税制適格な単独事業主給付建て制度の 加入者数および制度数の推移



出所: Pension Insurance Data Book 2008, PBGC, Summer 2009

給付建て年金制度の類型の整理 (筆者の推定を含む)

数字は、“Private Pension Plan Bulletin”による制度数(2007年)

団体協約(collective agreement)

48,982

無 43,879

有 5,103

制度提供事業主

単独

単独事業主制度(single-employer plan)

(ホワイトカラーの年金)

(労働組合員の年金)

47,493

3,614

複数

複数事業主制度
(multiple-employer plan)

多数事業主制度
(multi-employer plan)

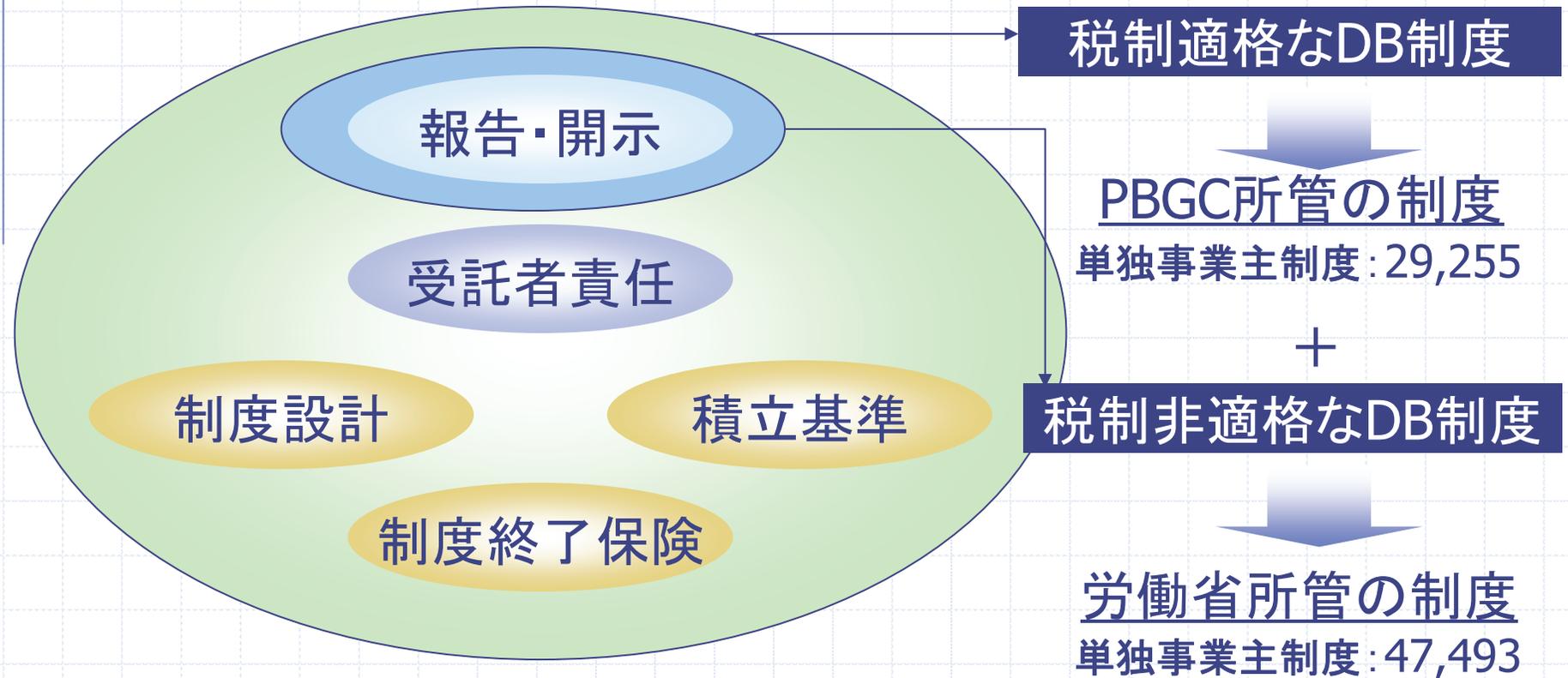
1,489

エリサ法上は、単独事業主制度と扱われることが多い

労使関係法が適用される

給付建て年金制度の種類の整理 (筆者の推定を含む)

エリサ法の適用範囲でみた制度の区分(数字は2007年)



エリサ法以前の労働政策・税制と 年金ビジネス

- 労働政策上の主要イベント
- 労働組合と企業年金制度
- 課税政策の変遷と企業年金制度
- 「ペンション・ドライブ」のポイント
- Pennsylvania鉄道の年金制度
- Morris Packing社の清算
- MetLifeの年金ビジネス参入
- 1920年代後半における積立状況
- コンサルティング・アクチュアリーの出現

労働政策上の主要イベント

労働政策上の主要イベント

1886年 米国労働総同盟(AFL)結成

1935年 全国労働関係法(ワグナー法)

- ▶ 団結権、団体交渉権、団体行動権を直接明記
- ▶ 不当労働行為の禁止
- ▶ 全国労働関係委員会(NLRB)の設置: 不当労働行為の規制

社会保障法

1937年 ルーズベルト大統領 vs 連邦裁判所(鉄道引退制度)

1938年 産業別組合会議(CIO)がAFLから分離

1939年 社会保障制度の改正(老齢遺族保険(OASI)の確立)

1947年 労働関係法(タフト-ハートレー法): 組合行為規制

- ▶ 組合年金基金管理の不正行為防止(年次監査、資産の分離、受認者義務違反への罰則)

1948年 インランドスチール対NLRB(7th Cir. 1948): 年金が団体交渉の主題に

1955年 米国労働総同盟産業別組合会議(AFL-CIO)発足

労働組合と企業年金制度

米国労働総同盟(AFL: American Federation of Labor)

- 1881年結成の合同職業別組合を起源とし、1886年に改組成立。
- 伝統的に**職業別組合主義(craft unionism)**を政策の中心に置き、技能を通じて獲得した優越性を守ることが最も効果的な方法と考えていた。
- 熟練労働者の場合、労働規則の施行、徒弟制の支配、非熟練労働者の排除等を通じて、労働上の支配権を維持することを目指し、**産業別組合主義(industrial unionism)**には反対。

例: 全米トラック運転手組合(チームスターズ)

産業別組合会議(CIO: Congress of Industrial Organizations)

- ジョン・ルイスが1935年にAFL内に結成、1938年に分離した産業別労働組合の連合。1955年にAFLと統合、現在のAFL-CIOになる。
- 職業別組合は鉄鋼や自動車などの産業では機能しないと考える。
- AFLと比較すると攻撃的であり、指導者は若く、過激な戦略を採った。
- 1947年のタフト・ハートレー法が成立以降、一定の形態のストの禁止、共産主義者でないことの署名等が労働組合に課され、活動が制約。

例: 全米自動車労連、全米鉄鋼労連

労働組合と企業年金制度

労働組合と企業年金制度

- 労働組合との団体交渉にもとづく年金制度を「団体協約制度」という。
- 鉄鋼労連や自動車労連はCIOに所属し、インランド・スチール、ゼネラル・モーターズ、フォード、スチュードベイカー、パッカード等に見られるように、多くは単独事業主の団体協約制度を運営。
- 全米トラック運転手組合(チームスターズ)、全国婦人服飾労働組合、建設労働組合部局等はAFLに所属、多数事業主の団体協約制度を運営。
- 年金制度導入の交渉は、まずはCIOに加盟する組合が先行し、AFLが1950年代の半ばに起きた年金ラッシュに加わった。

年金を巡る2つのスキャンダル(エリサ法制定の起源)

ジミー・ホッフア(チームスターズ):年金積立金の利用の関する不法行為

➡ 開示、受認者義務(受託者責任)

スチュードベイカー事件(UAW):企業年金の終了と受給権の没収

➡ 受給権付与、積立基準、終了保険

課税政策の変遷と企業年金制度

- 1861~2年 最初の連邦所得税(南北戦争)。800ドルを超える所得に3%(1万ドルを超える所得に5%)→1864年に税率引き上げ、1872年に廃止、1894年に復活。
- 1913年 3,000ドルを超える所得に1%、50万ドルを超える所得に6%の付加税(アンダーウッド-シモンズ関税法)。
- 1918年 百万ドルを超える所得に対する税率が77%に上昇(第一次世界大戦)、その後低下(1922年に58%→1925年に25%、1929年に24%)。
- 1919年 内国歳入局が年金引当金への積増し額の課税控除不可を規定。信託への掛金の課税控除は、その信託が「企業から完全に分離され区別されて組織されており、自身の帳簿を持ち、自身の投資を行い、自身の費用を支払うものであって、その法的所有権が企業に残らない」場合に限定。
- 1921年 拠出建て制度について、資産が「分配されるか利用可能になる」まで課税されないように規定。
- 1926年 年金信託を非課税とする税法改正
- 1928年 引当金を信託または保険に移行する場合の税制上の優遇を規定

課税政策の変遷と企業年金制度

1932年 最高の限界税率が63%に

1935~6年 所得税率の引き上げと未分配利益に対する課税強化

1938年 税制優遇される信託の要件に「取消不能」を規定

1942年 安定化法(年金の費用支出を統制の対象外に)

1942年 所得税率の引上げと課税ベースの拡大(最高限界税率が個人で94%、企業で85.5%に)。その後着実に上昇して1945年には20万ドルを超える所得に94%。その後、1964年に77%に低下するまで90%前後で推移。

1942年歳入法における年金改革

- 受給権付与： 即時全額の付与の提案を否定
- 適用範囲の拡大： 幹部のみを加入者とすることを禁止(常勤従業員の70%等の要件)
- 給付上限： \$7,500/年の給付上限の提案を否定
- 最低積立基準：
 - 標準費用を拠出することを要求(賦課方式や退職時積立方式を否定)
 - 財政方式は幅広く許容
 - 拠出の上限は、標準費用＋未積立債務の10%
 - 未積立債務を償却する場合は数理的に計画

「ペンション・ドライブ」のポイント

■ 民主党政権下の労働政策

- 1935年のワグナー法により労働者・労働組合の権利が確立
- 1948年の連邦控訴審判決(NLRB対インランドスチール)により、年金制度が団体交渉の主題に
- 産業別組合会議(CIO)を中心とした強硬な労働運動

■ 課税政策

- 最高限界税率の上昇(1930～50年代)により、経営者や高所得者にとっての節税動機の提供
- 1942年歳入法による課税ベースの拡大により、節税動機が一般労働者に拡大
- 年金費用が1942年安定化法による統制対象外に

■ 社会保障法

- インテグレーションの導入による企業年金のコスト低下
- 適用対象を経営者や高所得者に限定した制度の拡大

Pennsylvania鉄道の年金制度

- 最初の企業年金はAmerican Express社が導入(1875年)
 - 勤続20年以上の回復不能の障害状態にある労働者に給付を提供
- 草創期の企業年金は鉄道部門が中心(1920年までに適用率80%)

Pennsylvania鉄道の年金制度(1900年1月1日設立)

(*“Railroad Pension System”, New York Times, Dec. 18, 1899*より)

- 同日から70歳以上の労働者950名に年金支給を開始
- 採用時の年齢制限(35歳以下)を導入
- 年金額: 直近10年間の平均給与 × 1% × 勤続年数
- 受給資格: 70歳での引退(65~69歳で勤続30年以上かつ肉体的に欠格となった場合にも同額を支給)
- 年間の支給総額30万ドルを上限に、引退者に終身支給(上限を超えた場合には金額調整)

➡ 賦課方式で運営

支出: 1900年 \$0.2m(1900年) → \$1.0m(1911年) → \$2.9m(1921年)
→ \$7.9m(1931年 債務は\$231m)

Pennsylvania鉄道の年金制度

- ▶ 当初2年間は総賃金の0.5%
- ▶ 1917～1921年も0.6%程度(買収、事業拡大、第一次大戦、インフレによる)
- ▶ 1920年代終盤には、9,563名の受給者に総賃金の2%を支給



- ▶ 給付の増大を憂慮して検討
 - 支給開始年齢引上げ、支給率の引下げ(1.0%→0.9%)、障害基準の厳格化等を検討したが、社内から反対が続出し現状維持を決定(1927年)
- ▶ 法律家と検討(1926年)→年金受給者の支払い停止は不能(契約上の債務)と判断
- ▶ 今後の受給者に対して一時払い即時年金(SPIA)のコスト支出を検討
 - 州際通商委員会(ICC)に諮問→全社に適用することが困難であり挫折



- ▶ 大恐慌に伴う財政問題で労使協議(1931年)→年金問題の結論は先送り
- ▶ 労働者がRENPA(Railroad Employees' National Pension Association)を結成、年金を社会問題化
- ▶ 支給開始年齢の引下げ、給付の増額、政府の債務引受けを要求

→ 最終的には、憲法違反の疑義を押し切って鉄道引退制度(公的年金)に移行(1937年)

Morris Packing社(食肉加工業)の清算

- 最終10年平均給与 × 2% × 勤務年数
を本人は55歳から、遺族には半額を支給
- 企業は1909年から年25,000ドルを拠出、拠出制年金
→1923年の清算時に1.5百万ドル(必要額の1/4)の積立金
 - 加入者3,500名、受給者400名
 - 若年労働者が基金から引き出し→残ったのは年金14か月分→訴訟
 - 裁判所: 加入者は制度には請求できるが提供者(企業)には請求できない
「提供者(企業)は、制度に対して年25,000ドルの拠出義務を負うのみであり、加入者の期待は法律上の根拠がない」

➔ 年金の支払費用の増大と相俟って不安が広がる

MetLifeの年金ビジネス参入

- 年金ビジネスに参入した最初の生保会社(1920年)
 - 生命保険会社は州法で規制(NY州保険局)
 - リスクの高い資産への投資は禁止
- 契約上の債務、拠出制、完全積立
 - “Pension Bonds” (一時払い据置年金契約SPDA)を提唱
 - 「現在の」給与の一定割合を積み増す設計に適している
- 「社会保険」への拡大を図るが失敗(1923年)
 - 募集費用が必要
- Western Clock Companyのための商品改良(1923年)
 - 中途退職者の場合、企業拠出分の保険料は企業に返還

- 当初の保険料が高い
- 事業主が「拠出制」を嫌う
- 引退時給与の一定割合を保障する設計にそぐわない

➔ コンサルティングアクチュアリーを雇えない中小企業に(特に節税対策で)普及

1920年代後半における積立状況

AT&Tの積立事例

- 非拠出制で非保険型の制度を提供し、アクチュアリーを雇用
- 従業員の就労期間中に積立を最初に始めた企業のひとつ

- ▶在職中も含めた積立を州際通商委員会(ICC)に諮問(1927年)
- ▶電話料金引上げの理由になることを警戒される
- ▶最終的にICCは、以下の条件を付して請願を認めた
 - 年金を契約上の債務とすること
 - 受認者(fiduciary)を経由して外部に積み立てること

ただし、AT&Tの制度は、実質的にすべての従業員に適用されるものの、受給権付与の条項はなく、積立金は全額事業主証券に投資されていた、とされる。

1920年代後半における積立状況

米国およびカナダにおける1929年の年金の積立

積立状態	制度数	同左割合	鉄道を除く割合
積立制度	194	55%	63%
非保険制度	148	42%	48%
非拠出制	104	30%	34%
拠出制	44	13%	14%
保険制度	46	13%	15%
非積立制度	158	45%	37%
合計	352	100%	100%

注：鉄道産業を除くと307制度があり、積立が194、非積立が113であった。

出所：Murray Latimer, *Industrial Pension Systems*, 表 72, IV, 75.

→ ここでの「積立制度」には、「信託」への拠出の他、「引当金」も含まれている。しかも、「信託」は大半が取消可能、事業主証券への投資も多かった。

コンサルティング・アクチュアリーの出現

Buck Consultants (George B. Buck)

- New York Cityの年金制度の再構築
 - ➔ 最終平均給与、個人平準保険料据置年金(LPDA)契約(拠出制、衡平性、安全投資)
- 公私年金顧客への数理助言サービスを開始(1920年)
- U.S. Steelの年金導入を助言(1949年)→Alcoa、Gulf Oil等を獲得

TPF&C (Towers, Perrin, Foster & Crosby)

- 1950年当時最大の保険ブローカー
- Eastman Kodakの団体保険をMetLifeに仲介(1929年)→Lockheed等を獲得
- 当初は制度設計と保険会社の入札による仲介手数料をビジネスモデルとしていたが、信託型の設計・分析・助言を中心としたモデルに移行(1950年代)

Wyatt Company (Birchard E. Wyatt)

- WyattがTPF&Cから独立(1943年)、信託型制度に注力
- 優秀な人材獲得、ワシントンに本部設置、顧客の近くにコンサルタントを配置、の戦略により急拡大

Segal Company (Martin E. Segal)

- メトロポリタン生命保険代理店を設立(1939年)
- 多数事業主制度の労使年金委員会を中心にサービスを提供(1950年代)

コンサルティング・アクチュアリーの出現

- 信託型制度における財政方式と基礎率の設定
 - 加入年齢方式が多かったが、未積立債務は最短10年、最長「凍結」
 - 許容される基礎率の範囲でコストが2倍違う
- 保険会社の保険料率設定には柔軟性がなかった
 - SPDAまたはLPDA
 - 標準死亡率、障害率、保証利率、退職率不使用(受給権が付与されていない退職者の分は返還)
- 保険会社の主張
 - 「株式が引退制度にとって信頼できる資産を提供できる」との考えに批判的
 - コンサルタントが「掛金を引き下げるために健全性を犠牲にしている」と主張
- コンサルタントの主張
 - 保険会社の投資は退屈で希望がない、アクチュアリーは創造力がない、経営者は強情

Ford Motorのケース

- 1946年に月給従業員のための団体保険制度を導入
- 1949年に時間給労働者の年金導入を決めた際に両制度を信託型とする
 - 信託資産から高い収益が期待できる
 - コンサルティング・アクチュアリーが保守的でない仮定から低いコストを算出



「企業の強化、時折の財政危機の克服、競争への対応に導く行動指針が、全体としての従業員の保障を向上させる。それは、適正な基礎率の枠組みの中での年金掛金の水準への当面の影響にはよらない。企業の長期目標に最もよく適合する数理的費用方式を選択することが、全体として妥当である。(Frank L. Griffin)

スチュードベイカー事件の経緯

- スチュードベイカー社とパッカー社
- パッカーの年金制度の終了まで
- スチュードベイカーの年金制度の終了
- UAWによる制度終了保険の検討

スチュードベーカー社とパッカード社

スチュードベーカー社

- ✦ 1852年、スチュードベーカー兄弟が創業。
- ✦ 1897年に最初の電気自動車、1904年にはガソリン車を開発。
- ✦ 1913年から「スチュードベーカー」ブランドでの自動車販売を開始。
- ✦ 1947年、フルワイズボディの新型モデルを発表、大きく業績を伸ばすが、その後ビッグスリーの新車開発と値下げ競争によって次第に追い込まれる。
- ✦ 1954年、パッカードと合併、スチュードベーカー・パッカード社に改組。
- ✦ 1958年、コンパクトカー「ラク」をデビュー。
- ✦ 1963年、サウスベンド工場閉鎖。
- ✦ 1967年、消滅。



1953年コマンダー・スターライナー

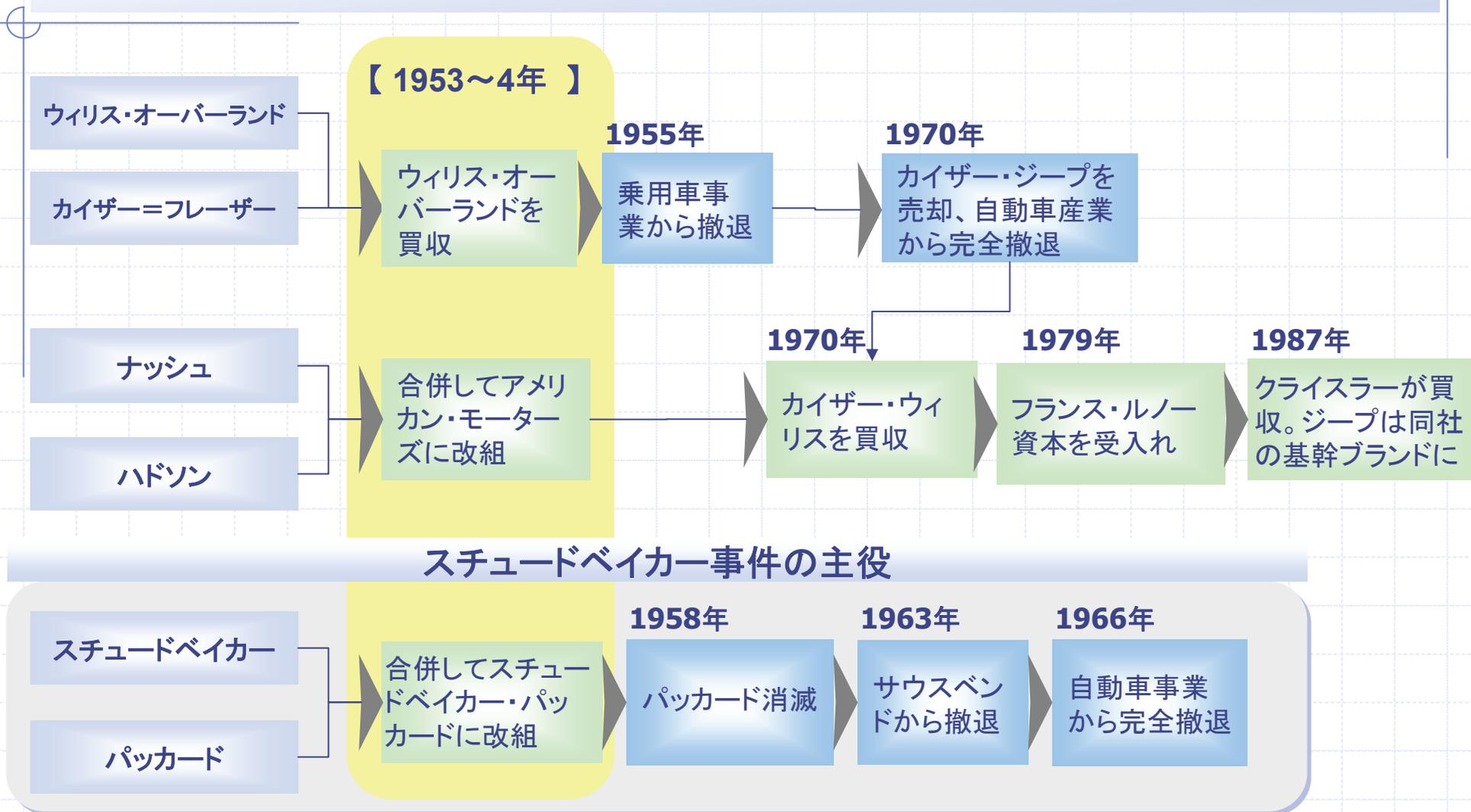
パッカード社

- ✦ 1899年、パッカード兄弟とヴァイスにより創業。
- ✦ 1902年10月、社名をPackard Motor Car Companyに変更。
- ✦ 1915年にはV型12気筒エンジンを搭載した乗用車を発売、第二次世界大戦以前は世界を代表する高級車としてアメリカはもとより、日本国内でも皇室や華族、実業家に愛用されたといわれる。
- ✦ 1950年代からゼネラルモーターズやフォード・モーターといった大企業の新車攻勢により陳腐化。
- ✦ 1954年、スチュードベーカーと合併。1958年、ブランド消滅。



1939年スーパーエイト

スチュードベイカー社とパッカーード社



パッカートの年金制度の終了まで

時間軸	自動車業界 その他経済環境	自動車他社	スチュードベーカー ・パッカート社
1949年		フォードの年金制度設立	
1950年	独立系メーカーの生産・販売台数がピークに(市場シェア18.5%)	GMの年金制度設立	スチュードベーカー社とパッカート社の年金制度設立
1953年	米国経済が景気後退局面に独立系メーカーの生産シェアが前年の14%超から7.1%に下落 独立系メーカーの再編気運	カイザー・フレイザー社の主要工場売却に伴い従業員を解雇。多くの者が年金を没収される。	
1954年		ハドソン社の工場移転に伴い一部の従業員を解雇。年金を没収される。	スチュードベーカー社とパッカート社が「進退窮まった結婚」
1955年	UAWはカイザー、ハドソンの工場閉鎖を契機に受給権付与を団体交渉し勝ち取る。		
1958年			パッカートの制度の終了決定

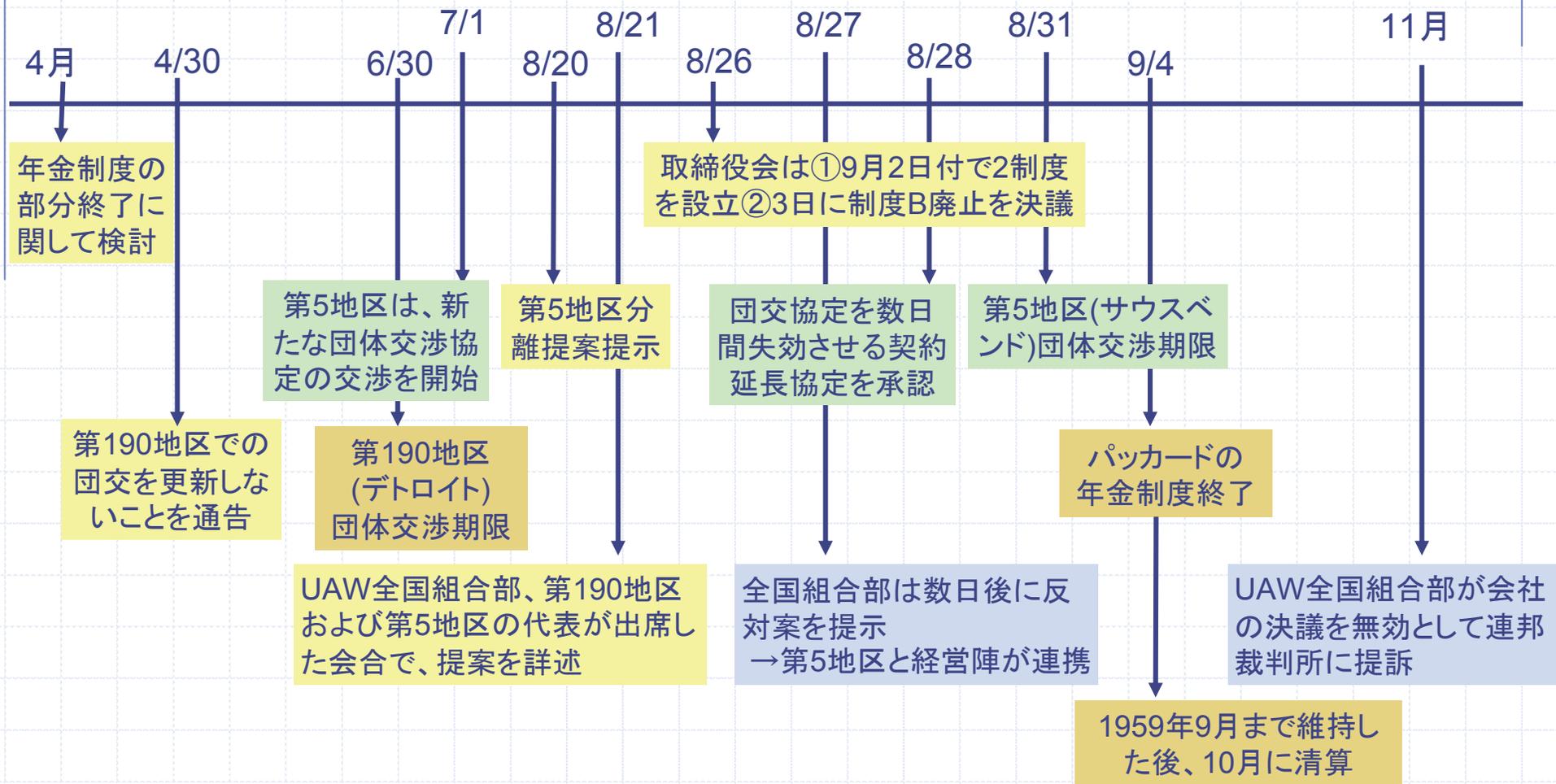
パッカートの年金制度の終了まで

年金制度の設立とその後の動向

時点	イベント	留意点
1949年	フォードの年金制度設立	スチュードベイカーにて年金導入の議論を開始
1950年	GMの年金制度設立	自動車労連の団体交渉の定型となる
1950年 6-8月	スチュードベイカー、パッカートが相次いで年金導入	<u>制度が引退者に年金を支払うことを約束。事業主の債務は、団体交渉協定によって要求された掛金を拠出することに限定。</u>
1949- 1950年	UAWの団体交渉	一定額と勤務期間にもとづく年金持分(例えば、最高30年まで1年あたり月額1.50ドル)を支給。 <u>年金受給権付与なし。</u>
1950- 1955年	団体交渉による給付の引上げ	1950年の月額1.50ドルから、1953年は1.75ドルに、1955年は2.25ドルにまで上昇。 <u>「高齢労働者の差し迫った年金の必要性に、若年従業員の受給権付与条項よりも、優先権が与えられなければならなかった」</u>
1953- 1954年	カイザー・フレイザー、旧ハドソンで主要生産設備を閉鎖	<u>発生給付の没収問題が顕在化。UAWは、団体交渉で受給権付与を要求。</u>
1956年 6月	パッカート破綻、デトロイト工場閉鎖	経営幹部は、パッカートの引退給付の債務を「最小化する」道を探し始める。

パッカー드의年金制度の終了まで

1958年の動向



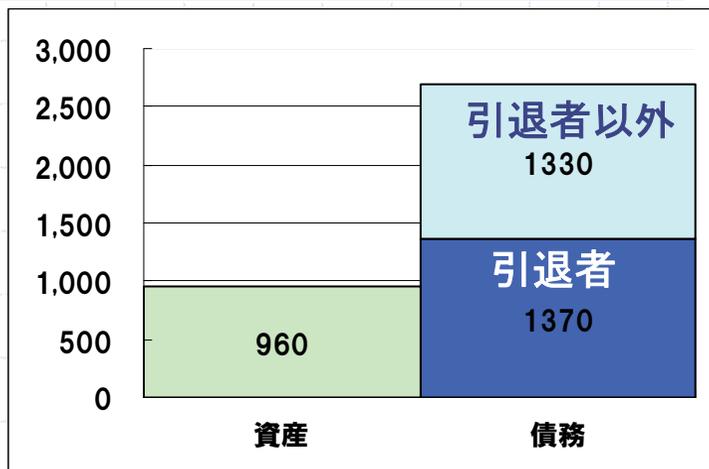
パッカートの年金制度の終了まで

2つの組合支部の利害関係



- ✦ スチュードベイカーとパッカートが1954年に合併する前、各々は引退制度を賄うために年金信託を利用していた。
- ✦ 合併後、1955年に2つの年金制度を統合。しかし、2つの年金信託は、別々の信託を維持した。
- ✦ 仮にパッカートの従業員に関する年金制度を終了した場合、元パッカートの従業員に対する年金を支払うために、スチュードベイカーの信託からの資金を使わなければならないか？
- ✦ 第5地区の団体交渉協定が失効した翌日の9月2日、会社は、スチュードベイカーとパッカートの従業員に、各々の年金信託を持つ別々の引退制度を作る。それから、9月3日にパッカートの制度を終了する。

1958年パッカートの年金財政



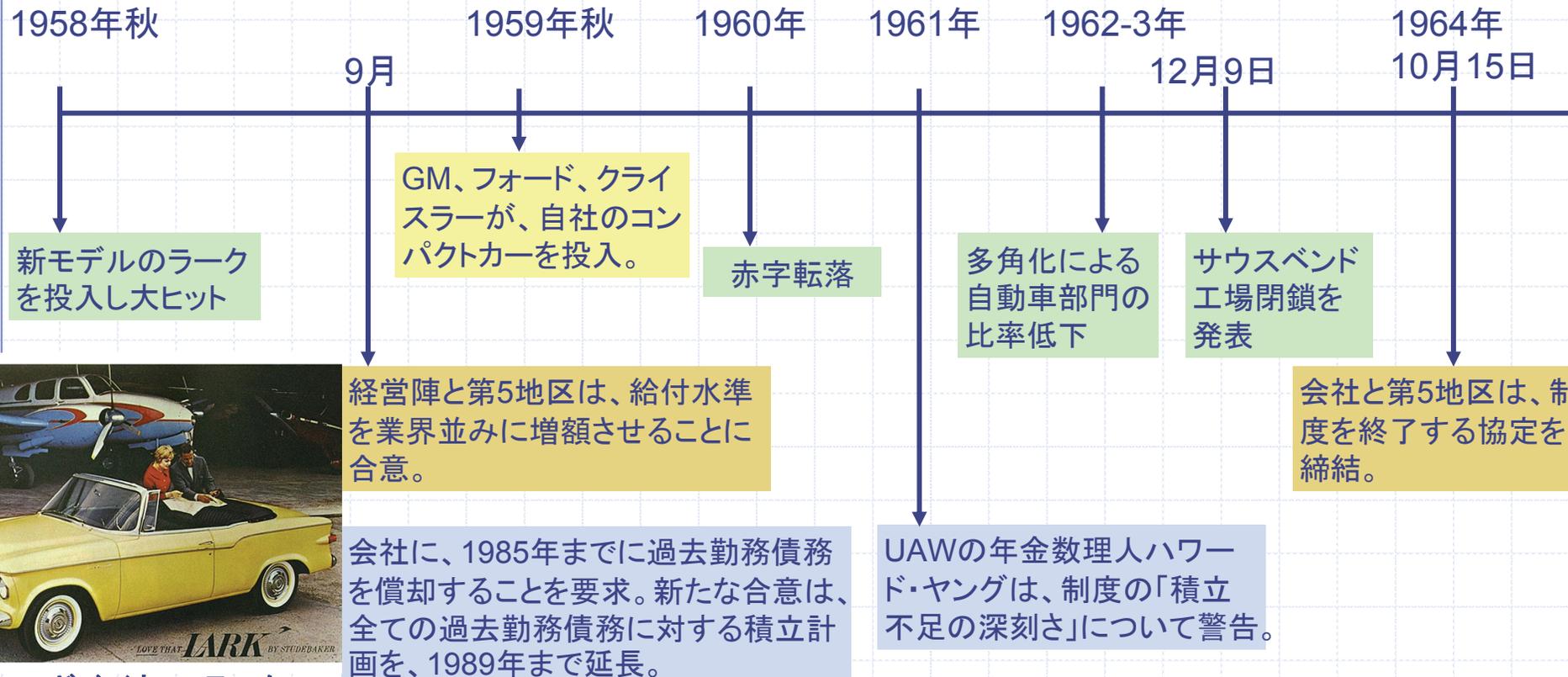
終了時の
取扱い

- ✦ 1959年10月引退者の給付を、終了前の85パーセントに減額。
- ✦ 制度終了時に引退の資格があり1958年9月2日までに年金申請を提出していなかった従業員は、勤務1年当たり約43ドルの一時金を受領。
- ✦ 他の人々は、何も受取れず。

スチュードベイカーの年金制度の終了

時間軸	自動車業界 その他経済環境	自動車他社	スチュードベイカー ・パッカー社
1958年			新モデル「ラク」投入が功を奏し利益を計上するまでに
1960年			ビッグスリーの追撃を受け、以後再び経営が窮地に
1962年	全米自動車労連幹部により「企業年金制度に対する公的再保険」の制度骨子が発表される		
1963年			スチュードベイカーのサウスベンド工場閉鎖を発表
1964年	スチュードベイカー事件を契機に、上院議員バンス・ハルトケが「連邦企業年金再保険法」を提出		サウスベンド工場の若年従業員に対する年金は保護されず

スチュードベーカーの年金制度の終了



スチュードベーカー・ラーク

スチュードベイカーの年金制度の終了

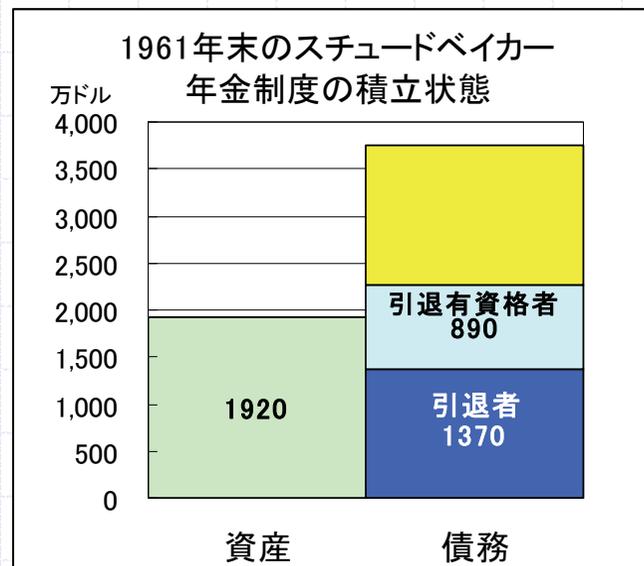
年金制度の給付改訂

時点	イベント	留意点
1959年	給付改定	引退者: 月額2.25\$/年→2.35\$/年 従業員: 1959/9/1以前は月額2.25\$→2.40\$、以降は2.25\$→2.50\$/年 未積立債務の償却は、変更時から新たに30年とした。
1961年	給付改定(業界標準: 2.80\$/年)	年金制度の積立不足に対する危機意識 引退者: 月額2.35\$/年のまま 労働者: 全ての年につき2.50\$/年にならず

最終的な処理

加入者の最初の3つの階層—

- ⊕ 引退者、65歳以上の引退有資格従業員および60歳以上の引退有資格従業員は、満額の年金を受取。
- ⊕ 60歳未満で受給権のある従業員は、年金価値の約15パーセント相当の一時金を受取。
- ⊕ 給付の発生に受給権資格が付与されていない従業員(40歳未満のすべての従業員を含む)は、何もなし。



UAWによる制度終了保険の検討

時間軸	自動車労連 (UAW)	大統領府	議会 (上院)
1961年	年金専門家が「連邦預金保険公社のようなものの設立を検討		
1962年初	「企業年金制度に対する公的再保険」の骨子を配布		
1962年3月	政府職員に、その再保険のアイデアを売り込む	ケネディが「企業年金基金に関する大統領委員会」を設置。再保険の研究を強く求めた。	
1963年1月		ケネディが「労使政策に関する大統領諮問委員会」に報告書のレビューを依頼。委員会も更なる研究を推奨。	
1964年1月	スチュードベイカーの操業閉鎖に関する問題を議論するためにジョンソン大統領に面会	終了保険や他の年金改革提案を避ける政治的な理由があった	
1964年8月			バンス・ハルトケが「連邦企業年金再保険法」法案提出

G.M.の歴史と企業年金制度

- 初期－General Motorsの拡大/ 多角化、労組、大戦/ 戦後から1990年代
- 破綻までの10年/ 2009年の動向
- 年金制度導入の背景
- G.M.年金制度に関するトピックス
- 金融経済危機の影響
- G.M.にとってのDelphi問題
- PBGCの財政への影響
- G.M.の年金制度の今後

初期 — General Motorsの拡大

- 1908年: William DurantがBuickの持株会社としてミシガン州フリントに創立、同年Oldsmobileを獲得
- 1909年: Cadillac、Cartercar、Elmore、Ewing、Oakland (Pontiac)、Reliance Motor Truck、Rapid Motor (GMC Truck)を併合
- 1910年: Welch、Rainierを併合。Durant失脚。
- 1911年: DurantがChevroletを共同設立。
- 1916年: Durantが株式買戻しによりGM復帰。
- 1917年: Chevroletを併合。
- 1918年: McLaughlin Motor Car (カナダ)を買収。
- 1919年: GMAC (General Motors Acceptance Corporation)設立。
- 1923年: 本社をDetroitに移転。Alfred Sloanが会長に就任。
- 1925年: 英国Vauxhallを買収
- 1929年: ドイツAdam Opel AGの持分80%(1931年に100%)を取得。
- 1931年: オーストラリアHoldenを併合。



GM本社Cadillac Place(1923年から1996年まで)

多角化、労組、大戦

「出世階段」:(Chevrolet→Pontiac→Oldsmobile→Buick→Cadillac)
という、消費者のセグメント別供給戦略が奏功。

1920年代から30年代: Yellow Coach Busを引き受け、Greyhoundを
支援。都市間の鉄道網をバスに切替え。

1930年: Fokker AircraftとBerliner-Joyce Aircraftを買収しGeneral
Aviationを設立、航空機製造部門に進出。North American
Aviationの支配権確保、General Aviationを併合。
内燃式鉄道車両のElectro-MotiveとWinton Engineを買収し、
General Motors Electro-Motive Divisionとし、ディーゼル式
機関車両を供給。

1935年: UAW結成、1936年に大規模スト敢行。1937年にUAWを排
他的な団体交渉の代表と認める。

第二次大戦: 同盟国と枢軸国の両方に兵器、車両、航空機を供給。

戦後から1990年代

1953年: **Charles Wilson** 会長がEisenhower政権の国防長官に指名。
上院公聴会で「国のためになることはGMのためにもなる。またその逆も言える。」と証言。

1955年: 米国で初めて10億ドルを超える納税。

1960年代から80年代: 世界一の売り上げとシェアを維持するものの
経営モデルの疲弊(品質の劣化)が始まる

1965年: **Ralph Nader** が著書「どんな速度でも危険(Unsafe at any Speed)」でChevrolet Corvairを批判

1970年代以降: 小型車をオペル、いすゞ等の開発協力を得たモデル
に代替

1984年: トヨタ自動車との合併会社**NUMMI**を設立

1990年代: 好景気によるSUV・ピックアップトラックなどの需要で、
シェアは低下したものの、高い利益率で好業績を維持

破綻までの10年

*Financial Times*紙(電子版)より

1999年:部品供給事業をDelphiに分社(スピン・オフ)

→2005年に破産

2000年3月:Fiatと24億ドル(Fiatの20%、GMの5.1%)の株式持合に合意、Fiatは残り80%を3.5年以内にGMに売却するオプションを保有→15.5億€支払ってオプションを破棄

2000年12月:北米と欧州で10,000人の人員削減とOldsmobileの段階的廃止を発表

2001年夏:欧州のリストラ計画開始(生産能力の25%を削減)

2003年:軍需部門General Dynamicsを11億ドル、Hughes Electronicsの持分20%を31億ドルで売却

2004年10月:欧州事業のリストラ発表(2006年までに年間5億ドルのコスト削減)

98年

00年

02年

04年

06年

08年

破綻までの10年

*Financial Times*紙(電子版)より

- 2005年11月:2005年の年間損失106億ドル(北米事業の不振)を受けてリストラ策発表(組立・プレス・伝動機構の9工場とサービス・部品の3工場閉鎖、3万人の人員削減、年間100万台の生産能力縮小)。UAWと健康保険と年金の費用削減に合意。
- 2006年4月:GMACの51%の持分をCerberus、Citigroup、あおぞら銀行の投資共同体に74億ドルで売却。
- 2006年7月:Kirk Kerkorianが10%の持分を取得後、Renault-Nissanとの提携を企画→GMが提案拒否。Kerkorianは持分売却。
- 2006年:GM、Delphi、UAWが人員削減加速で仮合意。年金制度(ホワイト・カラー)の凍結。月給従業員の引退後健康保険への掛金を再削減。
- 2007年:UAWとの新協約(健康保険費用と職員の削減を含む)により2011年までに追加40~50億ドルの費用節減を発表。

破綻までの10年

*Financial Times*紙(電子版)より

2008年7月:トラック生産能力削減、営業費用の削減、米加の月給職員削減、配当停止等の施策により、2009年末までに100億ドルを生成する資金改善を計画。Hummerブランドを含む資産売却計画(20~40億ドル)を公表。

2008年10月:GMとChryslerとの合併観測報道

→労組が失業の懸念を表明した後、水泡に帰す

2008年12月:120億ドルの緊急つなぎ融資と引換に、議会に再建計画(ブランドとディーラー網の縮小、2012年までに労務費を米国における欧亜資本の非労組の組立工場の水準まで削減、債務の株式交換によるバランスシートの再編成)を提案
→一時的な生命線を確保

98年

00年

02年

04年

06年

08年

2009年の動向

*Financial Times*紙(電子版)より

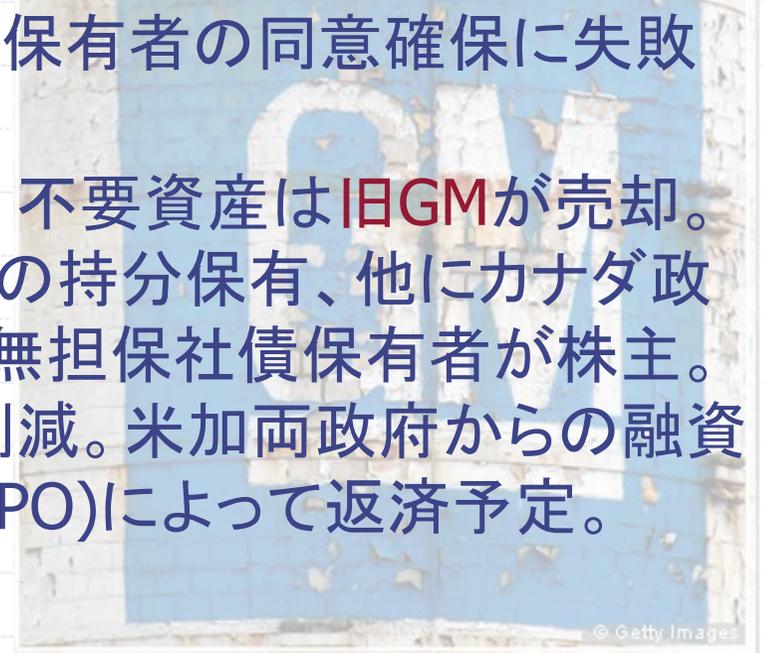
- 1月16日:財務省による134億ドルの融資拡大の主要な条件である無担保債務の2/3削減を満たせない可能性を示唆
- 2月17日:議会で新たな再建計画(5工場の閉鎖、労働者4万7千人の削減)説明し、上限166億ドルの救済を求める
- 2月18日:OpelとVauxhallブランドについて持分売却か外部共同出資者を検討(欧州の政府および従業員の懸念による)
- 2月20日:スウェーデンのSaabが破産、Opelは緊急政府救済を要求
- 3月29日:Rick Wagonerを解任、後任のFritz Hendersonが迅速かつ大幅なリストラを約束
- 3月30日:Obama大統領が提示された再建計画を拒否。60日間の資金供給には合意。



2009年の動向

*Financial Times*紙(電子版)より

- 4月27日:政府が多数株主となる債務の株式交換による再建提案を公表→Pontiacブランドを廃止。北米「中核」4ブランド(Chevrolet, Cadillac, GMC, Buick)を残す。
- 5月22日:UAWが管理する新健康保険制度に株式で拠出することに合意。財務省から40億ドル融資を受け、総融資額は194億ドルに。
- 5月27日:債務の株式交換について債券保有者の同意確保に失敗
- 6月1日:破産申請(Chapter 11)。
- 7月6日:破産裁判所が資産売却を承認。不要資産は旧GMが売却。
- 7月10日:再生を発表。米国政府が61%の持分保有、他にカナダ政府、UAW健康保険信託基金、旧無担保社債保有者が株主。債務は544億ドルから173億ドルに削減。米加両政府からの融資は2015年までに新規株式公開(IPO)によって返済予定。



年金制度導入の背景

1935年:全国労働関係法(ワグナー法)成立、UAW結成

- 団結権、団体交渉権、団体行動権を直接明記
- 不当労働行為の禁止
- 全国労働関係委員会(NLRB)の設置

1936年:大規模スト敢行

1937年:UAWを排他的な団体交渉の代表と認める

1948年:インランドスチール対NLRBの第7巡回区裁判所判決

→年金が団体交渉の主題に

1950年:年金制度を導入。年金ファンドを株式に投資するために信託型制度を導入(保険会社は州法により株式投資禁止)。

時間給労働者の年金(Hourly-Rate Employees Pension Plan (HPP)):

30年を上限とする勤務年数1年につき月額1.50ドル

➔ 3~4年毎の団体交渉にて受給者分も含めて改定

*The Detroit News*より



年金制度導入の背景

1950年にウィルソン社長が全米自動車労連(UAW) に対して行った従業員のための年金基金の創設提案

それまでの年金といえば、生命保険会社を通して国債や抵当証券などの負債証券に100%投資しているにすぎなかった。これに対してウィルソンは、専門の運用管理者を通してアメリカ経済の成長そのもの、つまり株式中心に投資することを提案した。ウィルソンは、今後飛躍的に拡大する年金の財務的基盤を、負債である債券や確定利付証券にのみ投入することは非常に不健全だと考えたのである。また、そうなれば結果的に、国も企業も過大な負債の発行に依存するようになる危険があると指摘した。大規模な年金制度はアメリカの生産手段、つまり経済そのもの、あるいはアメリカの生産と成長の能力そのものに対して投資すべきであるというのがウィルソンの主張であった。

井手正介著「アメリカのポートフォリオ革命」(1986年9月、日本経済新聞社)より



長期的な制度ゆえに、企業の運営あるいは生産の原動力となる資本を提供し、その価値創造を期待して果実を一緒に享受していくことで資本市場の健全性も維持されることが期待できる。

G.M.年金制度に関するトピックス

1973年:「30年でおさらば(30 and out)」早期引退給付

1995年:積立不足約200億ドル(93年)を受け、94年の77億ドルの拠出に続き、95年に子会社EDSの株式を60億ドル拠出。エリサ法の禁止取引に抵触する(関係会社証券の株式の構成比が21%となり、上限の10%を超える)が、労働省が許可。

2003年:合計176億ドルを起債、144億ドルを年金制度に拠出。さらに、Hughes Electronicsの売却資金をもとに41億ドルを拠出。起債による掛金は、社債金利を費用とする一方で、資産の期待収益率が収益となるため錬金術(alchemy)と批判される。

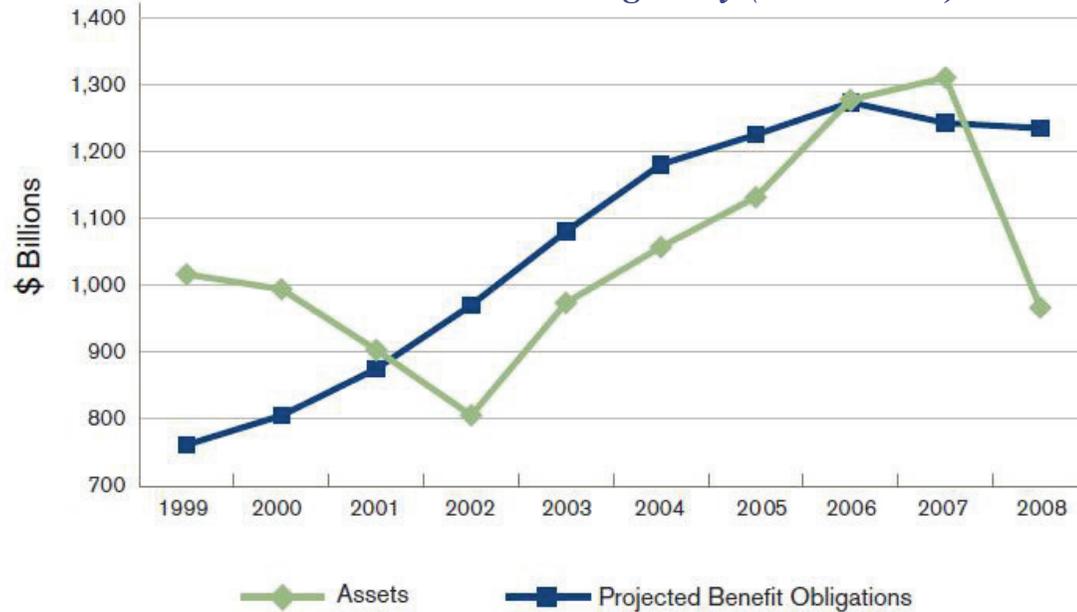
2006年:月給従業員の制度(Salaried Retirement Program (SRP))の凍結を発表

2009年:SECによる「重大な誤解を生む開示」疑念の調査で「問題なし」とされる

金融経済危機の影響

上位100社の積立状態の推移(PBO対資産)

Milliman 2009 Pension Funding Study (March 2009)より



(時点は、主に2008年12月末)

積立不足上位10制度	(百万ドル)
General Motors	13,590
Lockheed Martin	11,882
Delta Air Lines	8,634
Boeing	8,420
Exxon Mobil	6,638
Ford Motor	5,695
United Technologies	5,571
Raytheon	5,495
DuPont	5,297
Delphi	5,264

GMの制度(カッコ内は上位100社平均)

PBO	98,135m	積立水準	86.2% (81.2%)
資産	84,454m	割引率	6.27%(6.38%)
積立不足	13,590m	期待収益率	8.50%(8.22%)

2007年末

122.1% (110.5%)

P&I 2009年6月1日号より

G.M.についてのDelphi問題

PBGCはDelphi年金制度を引き受ける

PBGC IMMEDIATE RELEASE (July 22, 2009)より

- PBGCは本日(2009.7.22)、7万人の労働者および受給者を擁するDelphi(国内最大の自動車部品会社、1999年にGMから分離設立、2005年に破産)の年金制度の義務を引き受ける。
- Delphiは制度の維持が不可能、かつGMが引受けないことを表明したため、PBGCが介入する。GMは最近の破産再編まで、Delphiの時間給労働者の制度の全債務を引き受けると期待されていた。
- Delphiには6つの給付建て制度がある。
 - 時間給労働者制度は、加入者数4万7千人、資産37億ドル、債務80億ドル、不足44億ドル、うちPBGC引受け分40億ドル。
 - 月給従業員年金制度は、加入者数2万人、資産24億ドル、債務50億ドル、不足26億ドル、うちPBGC引受け分22億ドル。
- PBGCは法定の上限額までの年金給付を保証。2009年における65歳の最高給付は年間5万4千ドル。法定上限を超える年金給付、医療給付および他の形態の従業員給付は保証されない。
- 当該制度の引受けでPBGCの不足が35億ドル増加

G.M.にとってのDelphi問題

PBGC HP (Delphi加入者向けFAQ) より

- 1999年(スピンオフ時)、GMは時間給労働者の制度がPBGCに接收された場合、Delphi時間給労働者の遺失給付を補填することに合意
- GMは、Delphiの時間給労働者の制度に限り、取り戻すものと思われていたが、自身の破産・更正において、Delphi制度の追加的負担ができないと言明
- PBGCは、法定限度を上限とする給付の支払が可能
- GMは7月21日、時間給労働者の制度の保証について声明を発表
 - 「スピンオフ時の協定で、GMはDelphi時間給労働者年金制度が終了した場合に年金給付を上積みすることに合意。旧GMから引き受けた他の労働協約と同様に、GMはこれらの約束を尊重する。」



PBGCの財政への影響

PBGCへの請求額上位10社(1975年度から2008年度まで)

企業名	制度数	制度終了年度	請求額 (\$ million)	受給権確定 加入者数	1人あたり 請求額(\$)	対総請求額
1. United Airlines	4	2005	7,256	122,541	59,217	20.8%
2. Bethlehem Steel	1	2003	3,654	91,312	40,021	10.5%
3. US Airways	4	2003, 2005	2,700	55,770	48,412	7.7%
4. LTV Steel	6	2002, 2003, 2004	2,135	83,094	25,694	6.1%
5. Delta Air Lines	1	2006	1,740	13,028	133,533	5.0%
6. National Steel	7	2003	1,276	33,737	37,811	3.7%
7. Pan American Air	3	1991, 1992	841	31,999	26,285	2.4%
8. Trans World Airlines	2	2001	668	32,263	20,717	1.9%
9. Weirton Steel	1	2004	640	9,410	68,064	1.8%
10. Kaiser Aluminum	7	2004, 2007	597	17,727	33,694	1.7%
上位10社合計	36		21,508	490,881	43,816	61.7%
その他合計	3,814		13,344	1,097,767	12,155	38.3%
総合計	3,850		34,852	1,588,648	21,938	100.0%

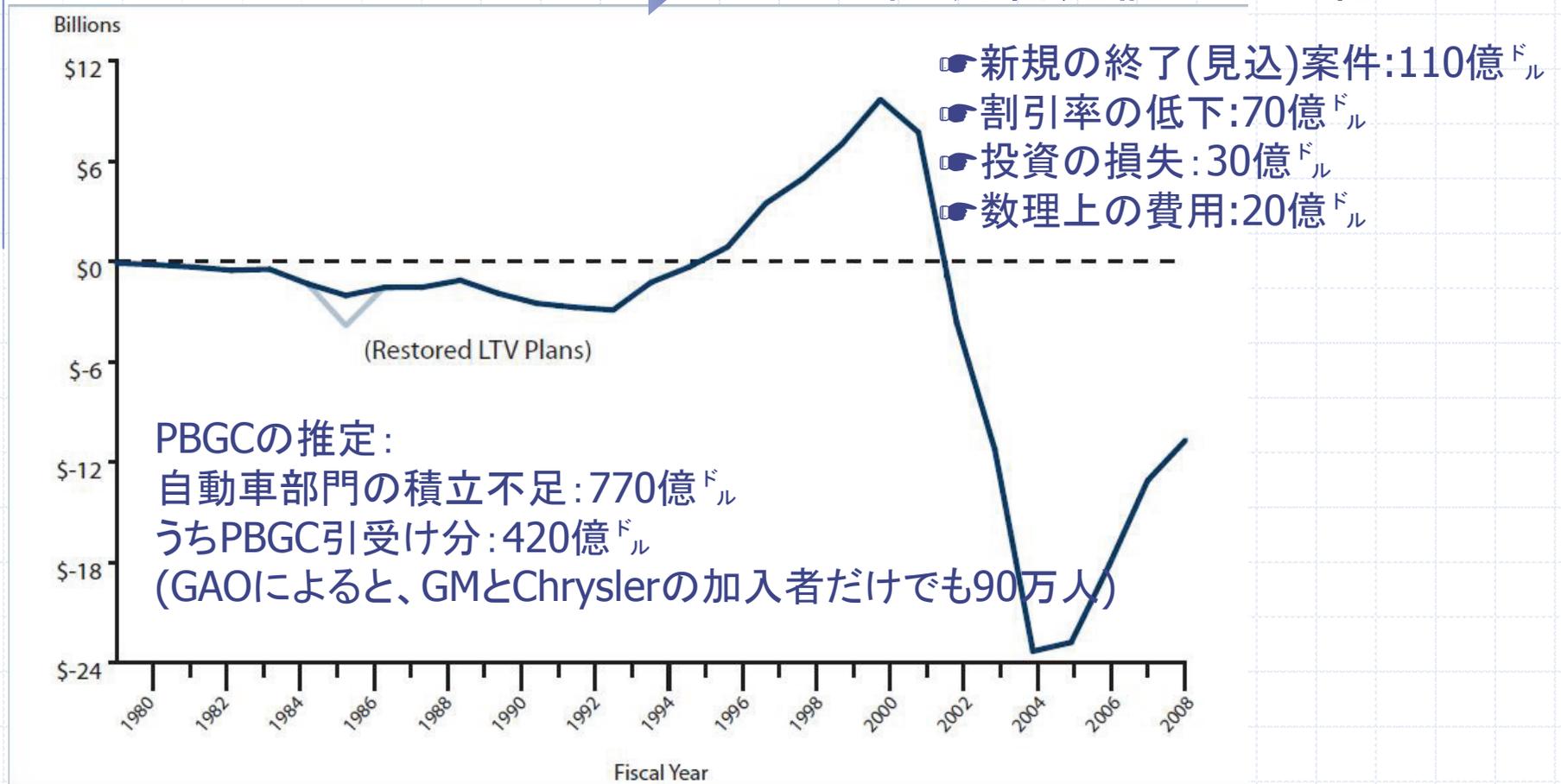
出所: Pension Insurance Data Book 2008, Summer 2009

	PBOベースでの不足	PBGCの引受予想額	
Delphi	53億 ^{ドル}	63億 ^{ドル}	→ 史上2番目の規模
GM	136億 ^{ドル}	?	

PBGCの財政への影響

2008年9月末現在: 110億ドルの不足

2009年3月暫定値で335億ドルに



G.M.の年金制度の今後

- 財務省発表(2009/6/1)によれば、GMの2つの年金制度は破産法適用申請後も、米国政府の再建計画の下で維持され、その後は新GMに移管される。
- 「GM年金基金への拠出は、2003年以来実施されていないし、2013年までは年金基金への拠出が義務付けられていない」(2009/7/1 *The New York Times*)。
- 「SECへの報告(2009/2/18)によれば、DB制度の積立状態が改善しなければ、2013年に59億ドル、2014年に123億ドルの拠出が見込まれる」(2009/2/23 *Pensions & Investments*誌)
- 労使交渉で年金制度の給付改定を実施？(2009/3/9付 GMの従業員向けFAQより)
 - 「月給従業員の積立状態には、2008年の早期引退制度と300ドルの新定額給付の影響が含まれているか？」という質問がある
 - 「時間給労働者の積立状態には、2008年の特別縮減制度の影響は含まれているか？」という質問がある
 - 「時間給労働者の退職者健康保険制度の廃止(UAWが運営)の影響、Delphiの一部加入者の資産および債務の受入れも反映」と説明している

➡ 仮にGMの制度が終了したとしても、PBGCが保証対象としない給付の扱いが焦点となる可能性が高い？

考 察

- 一物二価？ ～信託スキームと保険スキーム～
- 金融商品としての年金制度と規制監督
- 積立要件と年金アクチュアリーの実務基準

私的年金制度の導入方式

任意の補足的および私的年金制度の導入方式

国・地域	年金基金		保険 ^a	信託	引当金	サポート基金	公的主体
	法的主体	非法的主体					
アフリカ(2005年1月1日現在)							
ボツワナ	○						
ケニア ^f				○			
南アフリカ	○ ^b						
チュニジア				○			○
ザンビア				○			
ジンバブエ	○ ^b						
アメリカ(2005年7月1日現在)							
ブラジル	○		○				
カナダ			○	○			
米国			○	○			
ヨーロッパ(2006年1月1日現在)							
オーストリア	○		○		○	○	
ベルギー	○		○				
デンマーク	○		○				
ドイツ	○		○		○	○	
アイルランド				○			
イタリア ^f	○ ^c	○ ^c					
ルクセンブルグ	○		○		○		
モルドバ	○						
オランダ	○		○				
ポルトガル		○	○				
スロバキア			○				
スロベニア		○					
スペイン		○	○		○ ^d		
スウェーデン	○		○		○		
英国 ^f				○			
アジア・太平洋(2006年7月1日現在)							
バングラデシュ				○			
香港			○	○			
インドネシア	○						
イスラエル		○ ^b	○				
日本	○		○	○			
マレーシア			○	○	○		
ニュージーランド				○			
タイ	○ ^e						

「信託」という実施形態は、必ずしも「世界標準」ではないかもしれない。
 大陸欧州では「信託」という概念は理解されない、といわれている。

脚注:

- a: 制度が保険契約を通じて直接的に実施される。
- b: 年金とプロビデント基金の両方が存在する。
- c: 閉鎖年金基金は独立した法主体であるが、開放年金基金はそうではない。
- d: 引当金方式は、1999年12月より前に加入した加入者のための以降期間を通じて、銀行、保険会社、その他の金融仲介機関に限定されている。
- e: プロビデント基金
- f: 2003年1月1日現在の情報

「ペンション・ドライブ」までの決着

■ 信託型制度における財政方式と基礎率の設定

- 加入年齢方式が多かったが、未積立債務は最短10年、最長「凍結」
- 許容される基礎率の範囲でコストが2倍違う

■ 保険会社とコンサルタントとの反目

- 株式が引退制度にとって信頼できる資産を提供できる？
- コンサルタントが「掛金を引き下げるために健全性を犠牲にしている」と主張
- 保険会社の投資は退屈で希望がない、保険会社のアクチュアリーは創造力がない

■ G.M.のウィルソン社長のUAWに対する提案

- 専門の運用管理者を通して米国経済の成長そのもの、つまり株式中心に投資することを提案
- コンサルタントの発言「企業の長期目標に最もよく適合する数理的費用方式を選択することが、全体として妥当である。」



「給付の約束を果たす」ことと、株式投資を前提として上記の財政運営を設定することとは、果たして整合的か？

年金監督機関の構造の分類 (OECD+IOPS加盟国)

OECDおよびIOPSの加盟国における年金監督の構造

専門化監督機関	準統合化監督機関 最低限 年金+保険	統合化監督機関 年金、保険、証券、 場合によって銀行
チリ	ベルギー	オーストラリア
コスタリカ	フィンランド	オーストリア
香港	フランス	ブルガリア
インド	ヨルダン	カナダ
アイルランド	ルクセンブルグ	クロアチア
イタリア	ポルトガル	チェコ
日本	スペイン	デンマーク
ケニア	トルコ	ドイツ
メキシコ	ザンビア	ハンガリー
ナイジェリア		アイスランド
英国		イスラエル
米国		ジャマイカ
		カザフスタン
		コンゴ
		韓国
		モーリシャス
		ナミビア
		オランダ
		ノルウェー
		パキスタン
		ポーランド
		スロバキア
		南アフリカ
		タイ
		トリニダード・トバゴ

- 企業年金を金融商品として捉えた場合、現行制度は妥当か？
- 銀行と保険に一定の補償制度があることを、年金はどのように捉えるべきか？

特に欧州で総合的監督への明確な潮流がある
 —中央銀行での総合的監督(2004年にオランダ、2006年にチェコ)

出所: IOPS Working Paper No.1 (“A Review of the Pros and Cons of Integrating Pension Supervision with that of Other Financial Activities and Services”, 1. August, 2007)の表2

積立基準の変遷

エリサ法施行以降の積立基準の変遷

年	法 律	内 容
1974	Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA)	制定。
1980	Multiemployer Pension Plans Amendment Act of 1980 (MEPPA)	多数事業主制度の積立基準の強化(未積立債務の償却期間の短縮)。
1987	Pension Protection Act of 1987 (OBRA 87)	現在債務の計算の基準として30年債の利回りに対する許容範囲90-110%の設定、最低積立基準の増額、現在債務の150%という完全積立限度の導入。
1994	Retirement Protection Act of 1994 (RPA)	現在債務の計算における利率の許容範囲の縮小(30年債の加重平均の90~105%)、および死亡率の標準化による積立要件の強化。積立基準に現在債務の90%という下限を設定。
1997	Taxpayer Relief Act of 1997 (TRA)	現在債務を基準とした積立上限を、1999年に開始の制度年度は155%、以降2005年に170%へ段階的に引上げる。
2001	The Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001 (EGTRRA)	160%の完全積立限度の引上げ計画を加速させ、2004年以降にはじまる制度年度から廃止。
2002	The Job Creation and Worker Assistance Act of 2002	2002年からの2年間に始まる年度について、現在債務の計算における利率の許容範囲を30年債利回りの加重平均の90-120%に一時的に拡大。
2004	Pension Finding Equity Act of 2004	2004年から2年間、現在債務の利率を長期の優良社債の複合インデックスにもとづく利率に置き換え、その4年加重平均の90%から100%を適用。当初2年間は鉄鋼・航空会社等は、不足削減掛金の条件が緩和。

出所: GAO-04-90、Appendix II を参考に筆者が作成。

積立基準の変遷

エリサ法施行以降の積立基準の変遷

年	法 律	内 容
2006	Pension Protection Act of 2006 (PPA)	<p>【単独事業主制度】</p> <p>①積立目標を現在債務の90%から段階的に100%に引上げ、②積立不足は原則7年で償却、③債務はセグメント率にて評価、④積立水準が80%未満の場合にクレジット勘定の利用を制限、⑤積立水準が60%未満の場合は発生給付を凍結、⑥積立目標の150%までの拠出を認める 等</p> <p>【多数事業主制度】</p> <p>①未積立債務の償却期間を原則15年に短縮、②現在債務の140%までの拠出を認める、③危機状態(80%未満)や危篤状態(65%未満)で改善計画または回復計画を求められる 等</p>
2008	Worker, Retiree, and Employer Recovery Act of 2008 (WRERA)	<p>①拠出建て制度の最低支給要件の一時的猶予</p> <p>【単独事業主制度】</p> <p>②積立目標の移行措置の緩和、③給付発生 of 制限の一時的変更</p> <p>【多数事業主制度】</p> <p>④危機的または危篤状態の指定の一時的延期、⑤改善期間または回復期間の一時的延長</p>

→ エリサ法によって、積立要件が厳格化されたわけではないし、今後も厳格化されないかもしれない。

積立基準の緩和に関する立法の動き

■上院「2010年米従業員、州・企業救済法案」が3月10日に可決

- ▶ 単独事業主制度に「2プラス7年」または「15年」の償却を2008年から2011年までの2制度年度に被った損失に選択適用することを認める(本来は7年償却)。「2プラス7年」償却の場合、最初の2年は利息のみを償却する。
- ▶ 救済を選択した制度は、超過従業員報酬(100万ドル超)が支払われた場合、または異常な株式配当(特別配当)や買戻し(株主資本総額の10%以上)があった場合には、拠出の増額を求められる。追加拠出に関する報酬等の制限は、「2プラス7年」償却の場合は3年間、「15年」償却の場合は5年間適用される。
- ▶ 上院案では、積立の救済は活動中の(凍結されていない)制度に限られていないが、法律成立日以降の掛金にのみ適用される。

■下院歳入委員会が3月17日に可決した雇用創出法案にはDB制度の積立基準の緩和策が盛り込まれなかった。

しかし、積立不足の基金の2010年における最初の拠出期限は4月15日(目標積立比率は96%)!

個人的見解: 仮に積立基準の緩和措置を含む法律が4月中に成立しない場合、①今後成立するであろう救済策の遡及適用、または、②現行法による「拠出猶予の申請」が考えられる。

以下の現状をどう考える？

■ “*Actuarial orthodoxy*”-P&I 2009/5/4 Editorialより

- モンタナ州の職員および教職員引退制度は、数理サービスに関する提案依頼書にて「公務員年金の債務に市場基準評価を適用することを支持する数理会社は、更なる検討の対象となる資格を失なう」と警告
- Michael Peskin (ASBの委員候補)、Lawrence Bader (同年金委員会の議長候補)の慎重姿勢(債務の評価問題に関する自由な意見交換への懸念)

■ “*2010 Wilshire Report on State Retirement Systems*”, Wilshire Associates 2010/3/3より

- 2009年の州公務員年金の積立水準は前年の85%から65%に低下
- 予定利率の中央値は8.0%、一方、長期期待収益率の中央値は年6.9%と予測

■ “*Public Pension Funds Are Adding Risk to Raise Returns*”, N.Y. Times 2010/3/8より

- 「米国企業は静かに、しかも徐々に年金基金の株式運用離れを進めている。…しかし、州や他の地方自治体は過去2、3年間で失われた資産を取り戻し、現行及び将来の退職者に約束した全ての給付を実施するため、年金基金の運用リターンの向上を求めている。リターンの向上にはリスクの増大を伴うことになる。」

ご静聴、ありがとうございました…。



ご意見、ご質問を承ります…。

参考文献

- James A. Wooten, “Employee Retirement Income Security Act of 1974 -A Political History-”, *University of California Press, January 24, 2005*
日本語訳「エリサ法の政治史 -米国企業年金法の黎明期-」
(みずほ年金研究所監訳、中央経済社、2009年2月)
- Steven A. SASS, “Promise of Private Pensions -The First Hundred Years-”,
Harvard University Press, July 31, 1997
- Roger Lowenstein, 「なぜGMは転落したのか-アメリカ年金制度の罫-」
(鬼沢 忍訳、日本経済新聞出版社、2009年2月)
- Donald S. Grubbs, Jr., “The Public Responsibility of Actuaries in American Pensions”, *North American Actuarial Journal, Volume 3, Number 4, 1999*